

こども医療費助成のお知らせ

こどもの医療費の一部を負担することにより、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、保健の向上と健全な発育に寄与することを目的としています。

助成を受けるためには、児童家庭課にて受給資格者証の交付申請手続きが必要となります。

平成25年10月以前に交付された受給資格者証（サーモンピンク色）は、新たな受給者証への切り替えが必要です。

診療区分	助成対象年齢
外来	出生から4歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日まで
入院	出生から中学校卒業(15歳の誕生日前日以後最初の3月31日)まで



※3歳児の外来については、一ヶ月につき一つの医療機関と、同医療機関から処方された薬局調剤分を合算して1,000円を超えた額を助成する事となります。

※健診・予防接種・診断書料・くすりの容器代など保険適用外の自費分は払い戻しの対象外です。

※自己負担額が21,000円を超える場合は、児童家庭課窓口にて手続きを行っていただく場合や、支給が遅れる場合があります。

助成方法について

県内の各医療機関での受診の際に、窓口にて健康保険証とこども医療費助成金受給資格者証を提示し、医療費の自己負担分を全額支払うと、診療月の翌々月の末日に指定された口座へ自動的に助成金が振り込まれる「自動償還方式」となっております。

平成25年10月31日までの受診分または、自動償還方式を導入していない医療機関での受診分については、診療日の翌月以降1年以内に領収書を持参の上、児童家庭課窓口にて申請を行ってください。

※助成の対象者には要件があります。また、助成の対象外となる費用もありますので、申請や詳細につきましては、児童家庭課までお問い合わせ下さい。【連絡先】児童家庭課 ☎973-4983

認可外保育施設を設置した場合、設置した日から1ヶ月以内に県知事へ届出るよう義務づけられています。

■届出対象施設・届出対象外施設

施設種別	届出対象施設	届出対象外施設
以下のどの施設にも該当しない保育施設	乳幼児が6人以上の施設	乳幼児が5人以下の施設
ベビーホテル 次の条件のうち、どれか一つでも該当する施設 ●夜8時以降の保育を行っている ●宿泊を伴う保育を行っている ●利用児童のうち一時預かりの乳幼児が半数以上	乳幼児が6人以上の施設	乳幼児が5人以下の施設
事業所内保育施設 企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児を対象とする施設	従業員の乳幼児以外に乳幼児を6人以上預かる施設	従業員の乳幼児以外の乳幼児が5人以下の施設
店舗などにおいて顧客の乳幼児を対象にした一時預かり施設 (例)自動車教習所・スポーツ施設など	顧客の乳幼児以外の乳幼児を6人以上預かる施設	顧客の乳幼児以外の乳幼児が5人以下の施設
臨時に設置された施設 (例)イベントなどでの一時預かり施設	6ヶ月を越えて設置される施設	6ヶ月を限度に設置される施設
親族間の預かり合い (設置者の4親等内の親族を対象)	親族の乳幼児以外に乳幼児を6人以上預かる場合	親族の乳幼児以外の乳幼児が5人以下の場合

※乳幼児の数については、一時預かり児童を含めます。
※約款やパンフレットなどで確認できない場合や、今後6人以上の受入を予定している場合も届出対象となります。

(沖縄県HPより)

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的に設置する施設で、県知事の認可が必要な認可保育所以外の施設の総称です。届出を怠ったり、虚偽の届出をしたときは、過料が課せられる場合があります。届出がまだの事業者はお早めに届け出てください。県知事への届出対象施設・届出対象外施設は下記のとおりです。詳しくは沖縄県のホームページで案内しております。

【対象】うるま市内で認可外保育施設を運営する者

【申請方法】

保育課備え付けの申請書を提出

■設置届けの提出先

うるま市役所 保育課

■問い合わせ

沖縄県こども生活福祉部

子育て支援課 ☎866-2457

うるま市役所 福祉部 保育課

☎973-5427